

障がい児（者） 歯科診療事業

1. 南河内圏域障がい児（者） 歯科診療事業

河内長野市、松原市、藤井寺市、羽曳野市、富田林市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村の南河内6市2町1村が共同して広域により取り組み、南河内圏域6歯科医師会（河内長野市歯科医師会、富田林歯科医師会、大阪狭山市・堺市美原区歯科医師会、松原市歯科医師会、藤井寺市歯科医師会、羽曳野市歯科医師会）の協力のもと、知的・身体・精神障がいがある人で、地域の歯科診療所での診療が困難で診療介助等を要する方の口腔ケア・治療・予防を目的に以下のとおり診療を実施した。

また、大阪大学歯学部附属病院の障害者歯科治療部の歯科医師の派遣により、各市町村の担当歯科医師と共に治療を行うことで各市町村の歯科医師のスキルアップを狙い、各市町村での歯科治療技術のフィードバックを目的として行った。

<診療日等>

診療日	診療時間等	診療場所
木曜日 (祝休日・年末年始を除く)	受付 午前9時～午後5時 *要予約 (診療時間外の診療受付は、 河内長野市立保健センターで実施) 診察 午後1時～5時	河内長野市立休日急病診療所

<患者数>

(単位：人)

診療日数	河内長野市民			南河内圏域全体		
	患者数	初診	再診	患者数	初診	再診
51日	336	8	328	708	15	693